

## 被保険者のみなさまへ

**有効期限切れとなった被保険者証等をご自身で破棄可能となりました！**

以前は有効期限切れの被保険者証であっても当組合に返却していただいておりますが、令和3年10月15日より施行された「国民健康保険法施行規則」の一部改正に基づき、令和4年8月1日より有効期限切れとなった被保険者証等については、当組合への返却は不要とし、ご自身で破棄していただきますようお願いいたします。

なお、資格喪失や住所変更等に伴う被保険者証等においては、これまでと同様に当組合への返却が必要となります。

### 対象となる証類

証名称	材質	交付対象
国民健康保険被保険者証	カード	被保険者全員
国民健康保険高齢受給者証	紙	70歳から74歳まで
国民健康保険限度額適用認定証	紙	該当の被保険者のみ
国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証	紙	〃
国民健康保険特定疾病療養受療証	紙	〃

### 注意事項

- 自己破棄を行う際には、誤使用を防ぐため、個人情報に留意の上、ご自身で裁断するなど確実に破棄するようにしてください。
- 有効期限を経過したときは、その証を使用することはできません。